

八戸工業高等専門学校外国人留学生規則

制 定 平成3年12月10日

最終改正 平成16年4月1日

(目的)

第1条 この規則は、八戸工業高等専門学校学則（以下「学則」という。）第56条第2項の規定に基づき、外国人留学生に関する必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規則で「外国人留学生」とは、高等専門学校において教育を受けることを目的として入国し、本校に入学を許可された者をいう。

(入学)

第3条 外国人留学生は、定員のわく外として入学させることができる。

(教育課程)

第4条 入学を許可された外国人留学生は、最初の学年において、次学年以降の通常の授業を受けるため必要な日本語その他の学力を養うため、特別に編成された教育課程の学習をもって、通常の教育課程の一部の履修に代えることができる。

2 次年次以降の教育課程は、原則として学則第13条に基づくものとする。

(授業料等)

第5条 本校に入学する国費外国人留学生にかかる授業料、入学料及び検定料等は、徴収しないものとする。

(留学生指導教員)

第6条 本校に留学生指導教員を置く。

2 留学生指導教員は、外国人留学生の学習及び生活についての指導、助言を与えるものとする。

3 留学生指導教員は、校長が任命する。

(チューター)

第7条 本校に、チューターを置くことができる。

2 チューターは、入学後2年以内の外国人留学生に対し、学習上の援助及び日常生活上の助言等を行うものとする。

3 チューターは、留学生指導教員の推薦に基づき、学生の中から校長が委嘱する。

4 チューターは、定期的に留学生指導教員と連絡のうえ、その指導を受けるものとする。

(事務)

第8条 外国人留学生に関する事務及び生活上の世話は、学生課が行う。

(その他)

第9条 この規則に定めるもののほか、外国人留学生に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成3年12月10日から施行する。

附 則

この規則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。